

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧

【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令 ※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）の3省令を改正。	電波法（昭和25年法律第131号）	別紙2
(2) 電波法施行規則の規定により無線通信規則付録第十六号に掲げる書類の備付けに代えることができる方法を定める件（告示）【新規制定】 ※平成21年総務省告示第566号（電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件）を廃止。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条第9項 ※	別紙3-1
(3) 電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件（告示）【新規制定】 ※平成21年総務省告示第323号（電子申請等により、添付書類等に係る電磁的記録を提出した無線局及び高周波利用設備のうち、その電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理であるものが、当該書類等に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法を定める件）を廃止。	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条第10項 ※	別紙3-2
(4) 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件（昭和35年郵政省告示第1017号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条の2及び第38条の3	別紙3-3
(5) 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第278号）の一部を改正する件（告示）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第17条及び別表第5号第3の3(2)	別紙3-4
(6) 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第279号）の一部を改正する件（告示）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第20条及び別表第7号第3の3(2)	別紙3-5

※の条項は、(1)の改正案の条項。